

確認問題①（必須）

高齢者虐待について、次のA～Cの選択肢の中から誤っている説明を1つ選んでください。

- A 身体を叩く、蹴る等の暴力行為はもちろんのこと、暴言や罵声を浴びせる等の「言葉の暴力」も虐待に該当する。
- B 令和3年度制度改正により新たに義務付けられることとなった虐待防止のための措置（虐待防止のための委員会の開催や指針の整備など）は、従業員がごく少数である小規模事業所は行わなくてよい。
- C 事業所内で虐待が疑われる事案を発見した場合は、必ず市町村に通報しなければならない。

誤っている説明 B

【解説】

虐待防止のための措置は、従業員がごく少数の小規模事業所も行わなくてはなりません。（運営基準資料 P9）

確認問題②（必須）

人員基準について、次のA～Cの選択肢の中から誤っている説明を1つ選んでください。

- A これから新たに居宅介護支援事業所の管理者となる者は、やむを得ない理由がある場合を除き、主任介護支援専門員の資格を持つ者でなければならない。
- B 管理者である介護支援専門員は、当該事業所の管理業務に支障がなければ、同一敷地内の通所介護事業所の管理者を兼務することができる。
- C 介護支援専門員は、1人あたり35人を超えて利用者を担当することはできない。

誤っている説明 C

【解説】

介護支援専門員の配置は、利用者数35人に対して1人を基準としますが、1人あたり35人を超えて利用者を担当できないわけではありません。（人員基準資料 P2）

確認問題③（必須）

令和3年度運営基準改正事項について、次のA～Cの選択肢の中から誤っている説明を1つ選んでください。

- A 事業者は、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するために、業務継続計画の策定、従業者への周知、研修及び担当者を置く措置を講じなければならない。（令和6年3月31日までは努力義務）
- B 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、感染対策委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施の措置を講じなければならない。（令和6年3月31日までは努力義務）
- C 事業者は、虐待の発生・再発を防止するため、虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者を置く措置を講じなければならない。（令和6年3月31日までは努力義務）

誤っている説明 A

【解説】

業務継続計画の策定に伴い事業者が講じなければならない措置には、①計画について従業者へ周知すること、②定期的な研修及び訓練（シミュレーション）を実施すること、③定期的に計画を見直し、必要に応じて計画を変更することなどがありますが、担当者を置くことまでは基準上求められていません。（運営基準資料 P7）

確認問題④（必須）

介護報酬の算定について、次のA～Cの選択肢の中から誤っている説明を1つ選んでください。

- A 基本単位を区分するための取扱件数の算定には、介護予防ケアマネジメントの件数も含める。
- B モニタリングに当たり、毎週月曜から土曜まで短期入所生活介護を利用し、日曜だけ自宅で過ごす利用者に対して、「日曜は事業所が休業日である」という理由で居宅訪問を行わない場合、運営基準減算の対象となる。
- C 特定事業所集中減算に該当する場合は、減算適用期間のすべての居宅介護支援費について減算を適用する。

誤っている説明 A

【解説】

基本単位を区分するための取扱い件数の算定には、介護予防ケアマネジメントの件数は含めません。（介護報酬資料 P7）